

五 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 応募株主等 法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。</p> <p>二十 二十一 (略)</p> <p>二十三 対象者 公開買付けに係る株券等の発行者をいう。</p> <p>(株券等に含まない有価証券)</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて議決権のある株式に転換することを請求できないものに係る株券</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 応募株主 法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主をいう。</p> <p>二十 二十一 (略)</p> <p>二十三 対象会社 公開買付けに係る株券等の発行者である会社をいう。</p> <p>(株券等に含まない有価証券)</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）に係る株券</p> <p>二 四 (略)</p>

(特別関係者で除外される者等)

第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有(令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。)に係る当該株券等に係る議決権の数(株券については第八条第一項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第二項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。)が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 (略)

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。)の百分の一に相当する数

2・3 (略)

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第三条の二の二 令第七条第五項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等(令第七条第五項第一号に規定する特定買付け等をいう。次条及び第三条の二の四第二項において同じ。)を行う日以前一年間継続して令第七条第五項第二号に掲げる者に該当していた者以外の者とする。

(削る)

(特別関係者で除外される者等)

第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有(令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。)に係る当該株券等に係る議決権の数(株券については第八条第一項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第二項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。)が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 (略)

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第六条において同じ。)の百分の一に相当する数

2・3 (略)

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第三条の二の二 令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等(令第七条第五項第一号に規定する特定買付け等をいう。次条及び第三条の二の四第二項において同じ。)を行う日以前一年間継続して令第七条第五項第二号イに掲げる者に該当していた者以外の者とする。

2 令第七条第五項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等を行う日以前一年間継続して同号ロに掲げる者に該当していた者以外の者とする。

(関係法人等)

第三条の二の三 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 親法人等(令第七条第五項第一号に規定する親法人等をいう。)
- 二 令第七条第五項第二号に掲げる者
- 三 前号に掲げる者が他の法人等(令第七条第五項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。)に対して特別支配関係(同号に規定する特別支配関係をいう。以下この条において同じ。)を有する場合における当該他の法人等

(削る)

(削る)

(削る)

四、六 (略)

2 (略)

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合(当該発行者が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条第一項

(関係法人等)

第三条の二の三 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 親法人等(令第七条第五項第二号イに規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。)
- 二 令第七条第五項第二号イに掲げる者
- 三 前号に掲げる者が他の法人等(令第七条第五項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。)に対して特別支配関係(同号イに規定する特別支配関係をいう。以下この条において同じ。)を有する場合における当該他の法人等

四 令第七条第五項第二号ロに掲げる者

五 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等(第一号に掲げる者を除く。)

六 第四号に掲げる者に対して特別支配関係を有する法人等

七、九 (略)

2 (略)

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合(当該会社が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条第

又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三

四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるもの

イ～ハ（略）

五（略）

2（略）

一 項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該会社の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三

四 当該通知書に係る応募株主に関する事項のうち次に掲げるもの

イ～ハ（略）

五（略）

2（略）

3 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第七項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

4 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と応募株主等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて応募株主等の閲覧に供し、当該応募株主等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

5 前項各号に掲げる方法は、応募株主等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に

3 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第七項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主にに対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

4 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と応募株主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて応募株主の閲覧に供し、当該応募株主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

5 前項各号に掲げる方法は、応募株主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に

係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 (略)

8 第三項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総議決権の数(令第七条第五項第一号に規定する総議決権の数をいう。次号において同じ。)に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者(法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。)にあつ

係る電子計算機と、応募株主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 (略)

8 第三項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る議決権の数を、当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者(法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。)にあつて

ては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総議決権の数にその者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除す方法

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九（略）

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）

は、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該会社の総株主の議決権の数にその者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除す方法

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九（略）

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象者の名称

ロ・ハ (略)

二 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号及び次号において同じ。)及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計数

ホ～ト (略)

五 買付け等の前における公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合並びにその合計数

六 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総議決権の数に占める割合

七 対象者又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無
八・九 (略)

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例)
第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象会社の名称

ロ・ハ (略)

二 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定するものをいう。以下この号において同じ。)及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計数

ホ～ト (略)

(新設)

(新設)

五 対象会社又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無
六・七 (略)

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例)
第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対

価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

- 一 第二号様式のうち「第一 公開買付要項」の「9 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の から までの記載事項
- 二 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 対象者の名称
 - ロ・ハ (略)
 - 三六 (略)

(訂正届出書又は訂正報告書の提出)

第二十一条 (略)

2 対象者又はその役員は、法第二十七条の十第二項において準用する法第二十七条の八第一項及び第二項の規定により訂正報告書を提出する場合には、訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 (略)

(買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等)

価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

- 一 第二号様式のうち第一 公開買付要項の「9 買付け等の対価とする有価証券の発行会社の状況」の から までの記載事項
- 二 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 対象会社の名称
 - ロ・ハ (略)
 - 三六 (略)

(訂正届出書又は訂正報告書の提出)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条の十第一項に規定する対象会社等は、同条第二項において準用する法第二十七条の八第一項及び第二項の規定により訂正報告書を提出する場合には、訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 (略)

(買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等)

第二十二條 (略)

2 法第二十七條の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日を経過した日までの期間とする。ただし、買付条件等のうち買付け等の期間を延長する場合であつて他の買付条件等に変更がないときは、当該延長する買付け等の期間とする。

(対象者又は役員の見解表明)

第二十五條 法第二十七條の十第一項に規定する内閣府令で定めるところにより意見を公表し又は当該発行者の株主に対し表示した場合は、第二十條各号に掲げる報道機関のいずれかに対して公表を行った場合又は公開買付期間中において十名を超える株主に対し当該意見を表示した場合とする。

2 法第二十七條の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見が取締役会の決定(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の第二三項に規定する委員会等設置会社においては、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)(又は役員会の決議に基づく場合には、その旨)において同じ。)
四 当該発行者の役員(取締役会の決定又は役員会の決議に基づく場合以外の場合には当該意見を表明する役員に限る。次号において

第二十二條 (略)

2 法第二十七條の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日を経過した日までの期間とする。

(対象会社等の意見表明)

第二十五條 法第二十七條の十第一項に規定する内閣府令で定めるところにより意見を公表し又は当該会社の株主に対し表示した場合は、第二十條各号に掲げる報道機関のいずれかに対して公表を行った場合又は公開買付期間中において十名を超える株主に対し当該意見を表示した場合とする。

2 法第二十七條の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見が取締役会の決定(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の第二三項に規定する委員会等設置会社においては、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)(に基づく場合には、その旨)
四 当該会社の役員(取締役会の決定に基づく場合以外の場合には当該意見を表明する役員に限る。次号において同じ。)(が所有す

て同じ。)が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

五 当該発行者の役員に対し公開買付者又はその特別関係者(法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。)が利益の供与を約した場合には、その利益の内容

3 対象者又はその役員は、法第二十七条の十第一項の規定により意見表明報告書を提出する場合には、第四号様式により意見表明報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象者が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交換により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 (略)

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ (略)

る当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

五 当該会社の役員に対し公開買付者又はその特別関係者(法第二十七条の五第二号の規定による申出を金融庁長官に行つた者を除く。)が利益の供与を約した場合には、その利益の内容

3 対象会社又はその役員は、法第二十七条の十第一項の規定により意見表明報告書を提出する場合には、第四号様式により意見表明報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象会社が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となるものであつて、当該株式交換により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 (略)

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ (略)

口 発行済株式、投資口又は持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第八十一条第一項に規定する子法人をいう。第五号八において同じ。）との合併（合併により解散する場合は除く。）

四（略）

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ・ロ（略）

ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社又は子法人からの営業の全部又は一部の譲り受け

二（略）

2（略）

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象者の名称

ロ・ハ（略）

三～五（略）

（公開買付けの結果の公告の掲載事項）

口 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社との合併（合併により解散する場合は除く。）

四（略）

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ・ロ（略）

ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの営業の全部又は一部の譲り受け

二（略）

2（略）

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象会社の名称

ロ・ハ（略）

三～五（略）

（公開買付けの結果の公告の掲載事項）

第三十条 法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象者の名称

ロ・ハ (略)

三六 (略)

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等の数の合計のうち占める買付け等をする株券等の数の合計の割合を乗じる方法(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2・3 (略)

(公衆縦覧の方法)

第三十三条 公開買付け届出書(その訂正届出書を含む。第四項において同じ。)及び公開買付け撤回届出書並びに公開買付け報告書及び意見表明報告書(これらの訂正報告書を含む。)は、関東財務局及びこれらの書類に係る株券等の発行者の本店又は事務所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十条 法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象会社の名称

ロ・ハ (略)

三六 (略)

2 (略)

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募株券等の数に応募株券等の数の合計のうち占める買付け等をする株券等の数の合計の割合を乗じる方法(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2・3 (略)

(公衆縦覧の方法)

第三十三条 公開買付け届出書(その訂正届出書を含む。第四項において同じ。)及び公開買付け撤回届出書並びに公開買付け報告書及び意見表明報告書(これらの訂正報告書を含む。)は、関東財務局及びこれらの書類に係る株券等の発行者である会社の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2~4 (略)

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の四の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2~4 (略)

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

第三十三条の三 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、株券等の発行者に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と株券等の発行者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2~4 (略)

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の四の規定は、法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2~4 (略)

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

第三十三条の三 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類に記載すべき事項を電気通信回線を通じて株券等の発行者の閲覧に供し、当該株券等の発行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3 前項各号に掲げる方法は、株券等の発行者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、株券等の発行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5（略）

6 第一項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該株券等の発行者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該株券等の発行者に対し、当該書類に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該株券等の発行者が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

□ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類に記載すべき事項を電気通信回線を通じて株券等の発行者である会社の閲覧に供し、当該株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3 前項各号に掲げる方法は、株券等の発行者である会社がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5（略）

6 第一項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該株券等の発行者である会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該株券等の発行者である会社に対し、当該書類に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該株券等の発行者である会社が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

五 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等 a 当該応募株主等から買付け等をする株券等又は当該応募株主等に返還する株券等について記載すること。 b~e (略) (5) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等 a 当該応募株主から買付け等をする株券等又は当該応募株主に返還する株券等について記載すること。 b~e (略) (5) (略)</p>

改正案

現行

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

第二号様式

第二号様式

【表紙】

【表紙】

【提出書類】

【提出書類】

公開買付届出書
(略)

公開買付届出書
(略)

第1【公開買付要項】

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

1【対象会社名】

2～4 (略)

2～4 (略)

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)	
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数	

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)	
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数	

(個)	
対象者の総株主の議決権の数(年月日現在)(個)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合 (/) (%)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	

6・7 (略)

8【買付け等に要する資金】(10)

(略)

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(略)

【届出日前の借入金】

(略)

~ (略)

【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)

~ (略)

10【決済の方法】(12) (略)

11【その他買付け等の条件及び方法】(13)

・ (略)

【応募株主等の契約の解除権についての事項】

~ (略)

第2 (略)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20)

【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

__ ~ __ (略)

2 ~ 4 (略)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(24)

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(25)

第5【対象者の状況】(26)

1 ~ 4 (略)

(記載上の注意)

(個)	
対象会社の総株主の議決権の数(年月日現在)(個)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	

6・7 (略)

8【買付け等に要する資金】(10)

(略)

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前日現在の預金】

(略)

【届出日の前日現在の預金のうち借入金】

(略)

~ (略)

【買付け等の対価とする有価証券の発行会社と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行会社の状況】(11)

~ (略)

10【決済の方法】(12) (略)

11【その他買付け等の条件及び方法】(13)

・ (略)

【応募株主の契約の解除権についての事項】

~ (略)

第2 (略)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20)

(新設)

__ ~ __ (略)

2 ~ 4 (略)

第4【公開買付者と対象会社等との取引等】

1【公開買付者と対象会社又はその役員との間の取引の有無及び内容】(24)

2【公開買付者と対象会社又はその役員との間の合意の有無及び内容】(25)

第5【対象会社の状況】(26)

1 ~ 4 (略)

(記載上の注意)

(1)~(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株引受権証書」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

b~d (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象者の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合には、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

b (略)

(8)・(9) (略)

(10) 買付け等に要する資金

a~d (略)

e 「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日の銀行その他の金融機関（銀行及び令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。

f~j (略)

k 「その他資金の調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以降に借入れを予定している資金」欄に記載したものの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有価

(1)~(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」における「内訳」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株引受権証書」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

b~d (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象会社の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

b (略)

(8)・(9) (略)

(10) 買付け等に要する資金

a~d (略)

e 「届出日の前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前日の銀行その他の金融機関（銀行及び令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。

f~j (略)

k 「その他資金の調達方法」欄には、「届出日前日現在の預金」欄及び「届出日以降に借入れを予定している資金」欄に記載したものの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有

証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行者と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

- (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況
有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。
- a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。
- b (略)
- c 株券等が投資証券である場合には、「最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資口一口」と、「最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること（「第5 対象者の状況」欄において同じ。）。
- d (略)
- (12) (略)
- (13) その他買付け等の条件及び方法
- a・b (略)
- c 「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- d～f (略)
- (14)・(15) (略)
- (16) 経理の状況
- a 次に掲げる場合に並び、次に掲げるものを記載すること。
公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合
連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。
以外の場合
「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。
- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のものを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係

価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行会社と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

- (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行会社の状況
有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。
- a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行会社が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。
- b (略)
- (新設)
- c (略)
- (12) (略)
- (13) その他買付け等の条件及び方法
- a・b (略)
- c 「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- d～f (略)
- (14)・(15) (略)
- (16) 経理の状況
- a 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。
- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のものを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係

る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること。

c (略)

(17)~(19) (略)

(20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況

a 株券等の数は、株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

b・c (略)

d 「令第7条第3項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券(所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。)の数を記載すること。

e (略)

(21)~(23) (略)

(24) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。

(25) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合

る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること。

c (略)

(17)~(19) (略)

(20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況

a 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

b・c (略)

d 「令第7条第3項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券(所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。)の数を記載すること。

e (略)

(21)~(23) (略)

(24) 公開買付者と対象会社又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象会社又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。

(25) 公開買付者と対象会社又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象会社又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

(26) 対象会社の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象会社が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合

には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

d 投資口が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。

(29) 株主の状況

a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。

b 株券等が投資証券である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合には、「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

(30) その他

対象者について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

（新設）

(29) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。

(30) その他

対象会社について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p>1【本申出書に係る公開買付けの内容】 (略) 【対象者名】 2・3 (略)</p> <p>4【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約】(3)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約 本申出書の提出日以後公開買付者及びその特別関係者(法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。)に対して対象者の発行する株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しない旨の誓約を記載すること。</p> <p>(4) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して対象者の発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該対象者の株主又は投資主として議決権その他の権利を行使すること又は当該対象者の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p>1【本申出書に係る公開買付けの内容】 (略) 【対象会社名】 2・3 (略)</p> <p>4【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象会社の株主としての権利を行使しない旨の誓約】(3)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象会社の株主としての権利を行使しない旨の誓約 本申出書の提出日以後公開買付者及びその特別関係者(法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。)に対して対象会社の発行する株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して当該対象会社の株主としての議決権その他の権利を行使しない旨の誓約を記載すること。</p> <p>(4) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して対象会社の発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該対象会社の株主として議決権その他の権利を行使すること又は当該対象会社の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="219 284 898 311">発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="152 352 264 379">第四号様式</p> <p data-bbox="159 421 232 448">【表紙】</p> <p data-bbox="159 453 277 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="555 453 719 512">意見表明報告書 (略)</p> <p data-bbox="159 553 327 580">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="152 585 282 612">(1) (略)</p> <p data-bbox="152 617 674 644">(2) 当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠</p> <p data-bbox="197 649 304 676">a (略)</p> <p data-bbox="197 681 1021 708">b 意見が取締役会又は役員会の決定に基づく場合には、その旨を記載すること。</p> <p data-bbox="197 713 304 740">c (略)</p> <p data-bbox="152 745 1122 842">(3) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 意見が取締役会又は役員会の決定に基づく場合以外には、当該意見を表明する役員の所有株券等の数に限り記載すること。</p> <p data-bbox="152 847 282 874">(4) (略)</p>	<p data-bbox="1211 284 2007 311">発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="1144 352 1256 379">第四号様式</p> <p data-bbox="1151 421 1225 448">【表紙】</p> <p data-bbox="1151 453 1270 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="1552 453 1715 512">意見表明報告書 (略)</p> <p data-bbox="1151 553 1319 580">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1144 585 1274 612">(1) (略)</p> <p data-bbox="1144 617 1666 644">(2) 当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠</p> <p data-bbox="1189 649 1296 676">a (略)</p> <p data-bbox="1189 681 1901 708">b 意見が取締役会の決定に基づく場合には、その旨を記載すること。</p> <p data-bbox="1189 713 1296 740">c (略)</p> <p data-bbox="1144 745 2114 842">(3) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 意見が取締役会の決定に基づく場合以外には、当該意見を表明する役員の所有株券等の数に限り記載すること。</p> <p data-bbox="1144 847 1274 874">(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="219 284 898 312">発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="152 352 264 381">第五号様式</p> <p data-bbox="159 419 232 448">【表紙】</p> <p data-bbox="159 451 277 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="535 451 741 512">公開買付撤回届出書 (略)</p> <p data-bbox="159 552 389 580">1【公開買付けの内容】</p> <p data-bbox="203 584 322 612">【対象者名】</p> <p data-bbox="203 616 322 644">・ (略)</p> <p data-bbox="159 647 300 676">2～4 (略)</p> <p data-bbox="159 716 322 745">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="607 751 667 780">(略)</p>	<p data-bbox="1211 284 2002 312">発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="1144 352 1256 381">第五号様式</p> <p data-bbox="1151 419 1225 448">【表紙】</p> <p data-bbox="1151 451 1270 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="1532 451 1738 512">公開買付撤回届出書 (略)</p> <p data-bbox="1151 552 1382 580">1【公開買付けの内容】</p> <p data-bbox="1196 584 1314 612">【対象会社名】</p> <p data-bbox="1196 616 1314 644">・ (略)</p> <p data-bbox="1151 647 1292 676">2～4 (略)</p> <p data-bbox="1151 716 1314 745">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1603 751 1664 780">(略)</p>

$((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)

(記載上の注意)

(略)

(1)~(4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

a~d (略)

e 株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株引受権証券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること。この場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「買付数」と読み替えて記載すること。

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象者の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権(法第32条第5項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合には、「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

b (略)

(7) (略)

$((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)

(略)

(記載上の注意)

(略)

(1)~(4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

a~d (略)

(新設)

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象会社の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権(法第32条第5項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。

b (略)

(7) (略)